

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外

目次

訓令

○富山県文書管理規程及び富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

1

訓令

富山県文書管理規程及び富山県公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆一

富山県訓令第1号

本庁
出先機関

富山県文書管理規程及び富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

(富山県文書管理規程の一部改正)

第1条 富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

労働雇用課	労雇
職業能力開発課	職能

 を

「

労働政策課	労政
-------	----

」に、「

薬事研究所	薬研
-------	----

」

を「

薬事総合研究開発センター	薬総研
--------------	-----

」に、「

工業技術センター	工技
----------	----

」

を「

産業技術研究開発センター	産技研
--------------	-----

」に改める。

(富山県公印管理規程の一部改正)

第2条 富山県公印管理規程（昭和62年富山県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「出納局長印」を「出納局長印 危機管理監印」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（文書総務課）